

策定年度	平成 2 1 年度
変更年度	平成 年度

高松市地域水田農業ビジョン

平成 2 1 年 4 月

高松市地域水田農業推進協議会

目 次

1	地域水田農業の改革の基本的な方向	1
(1)	地域農業の特性	1
(2)	作物振興及び水田利用の将来方向	1
(3)	担い手の明確化と育成の将来方向	2
2	本対策推進上の地区	2
3	推進作物の現状及び3年後の目標ならびにその目標に向けての具体的な取組	3
(1)	作物作付け及びその販売の目標	3
①	作付け計画	3
②	販売計画	5
③	生産及び販売・流通方針	7
(2)	担い手の育成及び担い手への土地利用集積の目標	9
(3)	水田の高度利用等	9
4	地域水田農業ビジョン実現のための手段	9
(1)	水田農業構造改革交付金関係	10
①	水田農業構造改革交付金の活用方法	
②	水田農業構造改革交付金（産地確立対策）の交付対象者	
③	水田農業構造改革交付金（産地確立対策）の交付対象作物及び交付単価	
(2)	農業者等への配分方針	11
(3)	その他活用する事業	11
5	担い手の明確化	12

別表1 「本対策推進上の地区」

別表2 「担い手リスト」

1 地域水田農業の改革の基本的な方向

(1) 地域農業の特性

本市は、平成17年9月26日に塩江町、平成18年1月10日には牟礼町・庵治町・香川町・香南町・国分寺町の近隣6町と合併し、市域約375km²、人口約42万人を擁する新しい体制となっています。

本市の農業は、経済発展に伴い、農村部の平野部を中心に、都市化・混住化が進展し、また、他産業への就業の増加等により、兼業化や農業経営規模の零細化が進み、一戸当りの平均耕作面積(総農家)は、平成17年で51.0aと、国の126.7a、香川県の55.9aと比べても零細な経営となっており、自給的農家が多く存在します。

その一方、温暖な気候を利用し、稲作を基幹に、麦、野菜、果樹、畜産などを組み合わせた都市近郊型の複合経営や施設園芸等の集約型農業を展開し、経営規模の零細性を補う生産性の高い農業も行われています。

(2) 作物振興及び水田利用の将来方向

米については、需給均衡の回復を図るために生産調整に取り組んでいるところである。需給均衡を図り、実需者の求める品質の確保により、価格水準を維持するため、販売可能な数量の生産と品質の向上が必要である。

麦・大豆・飼料作物は、需給面からは生産を伸ばせる余地が大きい作物であり、機械化・大規模化により労働時間当たりの収益性を高めることが可能である。一方、土地利用面積当たりの収益性は相対的に低く、農家個々による小規模な取り組みでは生産性が低いため、集団化や担い手への集積を進め、品質・生産性の向上を通じて、経営体・地域として所得の向上を図り、本格的生産を定着・拡大していくことにする。

特に、土地利用型作物では、共同利用施設等の社会資本が充実しており、大規模化や機械施設の効率利用などによる生産コストの低減、作付面積の拡大や広域集荷によるロットの拡大など、品質・価格・ロットの向上などが可能であるので、消費者や実需者のニーズに対応した生産を進めるため、重点的な生産振興を図る。

また、野菜などのその他作物については、水田農業の基幹作物として米麦との組合せにより定着しているが、近年、高齢化の進行や産地間競争が激化していることから、優良品種の導入や栽培技術の改善などによる高品質安定生産、機械化による低コスト・省力生産出荷調整施設の整備などを推進し、既存産地を中心に維持・拡大しつつ計画的生産を図る。

そして、今後とも需要の動向に応じた計画的な生産を基本としつつ、本地域の自然条件、社会条件に適した生産技術の開発普及を進めつつ、生産の維持拡大と品質の向上に努め、土地基盤の整備や耕作放棄地について情報発信により農地の流動化を推進するとともに、農業機械・施設の効率的な利用などを促進し、効率的かつ安定的な経営の展開を図る。

産地確立対策の推進にあたっては、地域における生産調整に関する話し合いや水田農業構造改革交付金(産地確立対策)等を活用した産地ごとの作付け及び販売計画を通して、生産したものを集荷・販売する取り組みから、需給動向に基づき、売れるものを生産する取り組みへの転換が円滑に推進できる体制を整備する。

(3) 担い手の明確化と育成の将来方向

自給率の低い麦・大豆・飼料作物の作付拡大を推進していく観点から、優良農地の確保と耕作放棄地を最大限活用するため担い手への土地利用集積を進め、需要に応じた生産拡大の取り組みを進める必要がある。

今後は、中核的農家、営農集団、集落営農を対象に、担い手への土地利用集積をすることとし、受け手となる担い手農家(受託者)の育成と出し手農家(委託者)の掘り起こし、水田の貸借や基幹作業の受委託についての調整など地域における担い手への土地利用集積の取り組みを関係機関・団体が一体となって推進する。

受け手となる担い手農家の育成については、受け手農家の候補者のリストアップ、登録を行うとともに、地区ごとに受け手農家をグループ化して転作受託組合にまとめ、グループの活動を通じて、お互いの助け合いや技術向上を図り、転作水田や委託された農作業を円滑に処理するほか、地区でのグループ単位の活動だけでなく、受け手農家の参加する連絡協議会を設け、受け手農家の組織化を進める。

出し手農家の掘り起こしについては、損益分岐点や農家の労働力、就農状態から見た掘り起こし対象のリストアップ、農地利用図の作成と話し合いにより効率的な農地利用の方向付けをしながら集落での話し合いによる掘り起こしを進める。

受け手農家と出し手農家の調整については、地区での利用調整組織を設置し、コスト低減に結びつくように、農地や農作業の面的なまとまりを持たせながら、受け手農家への配分を進める。また、事務作業については、各種台帳や農地利用図などの事務処理のシステム化を進める。

なお、担い手の要件には、現在概ね個人2ha以上、集団3ha以上の規模で耕作しており、また今後土地の利用集積ができ、かつ集落及び地区の中での理解が得られるとともに、今後集落、地区の中核となる可能性のある農家及び営農集団、ならびに集落営農組織であることを基本要件として、土地の利用集積を推進し、担い手の経営規模拡大及び経営安定につなげていく。

2 本対策推進上の地区

別表 1

3 推進作物の現状及び5年後の目標ならびにその目標に向けての具体的な取組

(1) 作物作付け及びその販売の目標

① 作付け計画

<土地利用型作物>

(単位：h a)

作物名	品 種	現在の 状況	21年度 目標	22年度 目標	23年度 目標	24年度 目標	25年度 目標
水稲	コシヒカリ	577	600	600	600	600	600
	ヒノヒカリ	1,872	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750
	はえぬき	356	460	460	460	460	460
	オオセト	96	100	100	100	100	100
	その他うるち	147	280	280	280	280	280
	もち	43	50	50	50	50	50
	計		3,091	3,240	3,240	3,240	3,240
麦	小麦	509	480	550	650	750	855
	はだか麦	64	90	105	120	135	161
	計	573	570	655	770	885	1,016
大豆	白大豆 (フクユタカ)	11	15	15	15	15	15
	黒大豆 (丹波黒)	15	20	20	20	20	20
	計	26	35	35	35	35	35
飼料 作物	ソルガム等	44.3	46.0	48.0	50.0	52.0	54.0
たばこ		14.5	11.0	11.0	11.0	14.0	14.0
景 観 形 成 作 物	レンゲ	53.6	56.0	57.0	58.0	59.0	60.0
	コスモス	6.3	7.0	7.5	8.0	8.5	9.0
	ヒマワリ	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	カラシナ	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	ソバ	0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
地 力 増 進 作 物	ソルガム	6.7	8.0	9.0	10.0	11.0	12.0
	トウモロコシ	0.2	0.4	0.6	0.8	1.0	1.2
	レンゲ	26.1	27.0	28.0	29.0	30.0	31.0
	クロタラリア	0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	ヘアリーベッチ	4.2	5.0	5.5	6.0	6.5	7.0

<そば>

(単位：h a)

作物名	品 種	現在の 状況	21年度 目標	22年度 目標	23年度 目標	24年度 目標	25年度 目標
そば	信州大蕎麦	1	1	1	1	1	1

<盆栽>

(単位：h a)

作物名	品 種	現在の 状況	21年度 目標	22年度 目標	23年度 目標	24年度 目標	25年度 目標
盆栽	松盆栽	80	80	80	80	80	80

<推進野菜>

(単位：h a)

作物名	品 種	現在の 状況	21年度 目標	22年度 目標	23年度 目標	24年度 目標	25年度 目標
野菜	ナバナ	29.9	42.0	45.0	47.0	50.0	50.0
	ブロッコリー	59.3	65.0	70.0	75.0	75.0	75.0
	青ネギ	4.0	8.0	9.0	9.0	9.5	9.5
	アスパラ	4.3	7.5	8.0	8.5	9.0	9.0
	きゅうり	5.7	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0
	エンサイ	1.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5
	ナス	0.3	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	オクラ	3.5	3.5	4.0	4.5	5.0	5.0
	トマト類	2.9	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
	イチゴ	8.5	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
	計	119.9	151.0	161.0	169.0	173.5	173.5

<花卉>

(単位：h a)

作物名	品 種	現在の 状況	21年度 目標	22年度 目標	23年度 目標	24年度 目標	25年度 目標
花卉	ヒマワリ	2.0	3.3	3.5	4.0	4.0	4.0
	菊類	2.1	2.4	2.5	2.5	2.5	2.5

② 販売計画

<土地利用型作物>

(単位：t)

作物名	品 種	現在の 状況	21年度 目標	22年度 目標	23年度 目標	24年度 目標	25年度 目標
水稲	コシヒカリ	808	750	750	750	750	750
	ヒノヒカリ	4,822	5,040	5,040	5,040	5,040	5,040
	はえぬき	919	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
	オオセト	481	480	480	480	480	480
	その他うるち	25	70	70	70	70	70
	もち	43	60	60	60	60	60
	計	7,098	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500
麦	小麦	1,996	1,870	1,980	2,340	2,700	3,078
	はだか麦	248	340	378	432	486	579
	計	2,244	2,210	2,358	2,772	3,186	3,657
大豆	白大豆 (フクユタカ)	8	30	30	30	30	30
	黒大豆 (丹波黒)	20	40	40	40	40	40
	計	28	70	70	70	70	70
飼料 作物	ソルガム等	—	—	—	—	—	—
たばこ		11.3	22	22	22	22	22
景 観 形 成 作 物	レンゲ	—	—	—	—	—	—
	コスモス	—	—	—	—	—	—
	ヒマワリ	—	—	—	—	—	—
	カラシナ	—	—	—	—	—	—
	ソバ	—	—	—	—	—	—
地 力 増 進 作 物	ソルガム	—	—	—	—	—	—
	トウモロコシ	—	—	—	—	—	—
	レンゲ	—	—	—	—	—	—
	クロタラリア	—	—	—	—	—	—
	ヘアリーベッチ	—	—	—	—	—	—

<そば>

(単位：t)

作物名	品 種	現在の 状況	21 年度 目標	22 年度 目標	23 年度 目標	24 年度 目標	25 年度 目標
そば	信州大蕎麦	—	—	—	—	—	—

<盆栽>

(単位：t)

作物名	品 種	現在の 状況	21 年度 目標	22 年度 目標	23 年度 目標	24 年度 目標	25 年度 目標
盆栽	松盆栽	—	—	—	—	—	—

<推進野菜>

(単位：t)

作物名	品 種	現在の 状況	21 年度 目標	22 年度 目標	23 年度 目標	24 年度 目標	25 年度 目標
野菜	ナバナ	269	490	520	540	550	550
	ブロッコリー	584	580	630	680	680	680
	青ネギ	56	70	72	72	75	75
	アスパラ	36	40	43	45	48	48
	きゅうり	440	430	430	430	430	430
	エンサイ	44	60	60	60	60	60
	ナス	18	5	5	5	5	5
	オクラ	75	75	80	85	90	90
	トマト類	248	330	330	330	330	330
	イチゴ	250	270	270	270	270	270
	計	2,020	2,350	2,440	2,517	2,538	2,538

<花卉>

(単位：t)

作物名	品 種	現在の 状況	21 年度 目標	22 年度 目標	23 年度 目標	24 年度 目標	25 年度 目標
花卉	ヒマワリ	240	480	500	520	520	520
	菊類	350	370	380	380	380	380

③ 生産及び販売・流通方針

ア 水稻

需要に応じた計画的生産を基本に、気象や土壌の自然条件等、地域の生産環境に適した品種、肥培管理方法の確立や栽培技術の高位平準化に努め、品質・食味の向上と生産の安定を図る。特に、水田を有効に活用し、麦・大豆・飼料作物の本格的生産により、水田農業経営の確立を図る観点からも、合理的な作付体系とともに水稻の品種別作付計画の検討・誘導を進める。平坦部で水稻単作となっている地域においては、水稻と麦との二毛作を定着・拡大するため、麦との組み合わせ可能な品種・作期への誘導を進める。

また、売れる米づくりの一環として、「JA香川米」に積極的に取り組み、市場評価が高い米づくりや地産地消を目指した米づくりを考慮した計画的生産及び計画出荷を図る。

イ 麦

麦は、本地域の温暖寡雨な気象条件に適した作物で、生産性の高い土地利用型農業を確立する基幹作物として、また水田裏作の有効利用による水田農業経営の確立を図る観点から最も重要な作物であり、麦産地を中心に担い手への土地利用集積を進めながら生産拡大に努める。

品種については、小麦では、さぬきの夢 2000 について、品種特性に適した栽培管理技術の徹底により生産の安定を図る。はだか麦については、現在の需給状態を維持しつつ、イチバンボシの安定生産に努める。

販売については、民間流通業者との協議や契約栽培の実施状況等を踏まえ、数量、品質・規格、流通形態等を十分に考慮して、生産者団体で販売計画を策定し、契約数量に対応した計画的な生産・販売を推進する。

麦種別には、小麦については、さぬきうどん用の原料としての県内需要に対して十分な供給ができていないため、生産を拡大して県内消費中心の販路拡大を図る。はだか麦については、産地としては高い評価を受けているため、作付面積の維持・拡大を図りつつ、品質向上に努め、販売を促進する。

イ 大豆

大豆のうち白大豆は、小規模面積での生産が主体となっており、主産地の形成が課題である。今後は、麦との組み合わせによる作付体系の中で大規模農家や集団・集落営農による規模の拡大と機械の共同利用、機械化一貫体系の確立などにより、産地化とコスト低減を図る。

品種については、フクユタカのほか、麦大豆体系や機械化により適した品種の検討を進める。

販売面については、県内需要に対する供給ができていないため、生産を拡大して県内向け販売を拡大する。

黒大豆については、既存産地を中心に、農地の流動化や転作田での作付けにより単収アップを図りながら、生産数量を拡大していく。

品種については、大粒化や生産の安定を図る観点から在来丹波黒の優良系統の選抜や優良種子の確保対策を進める。

販売面については、契約栽培を推進して、販売の安定を図る。

ウ 飼料作物

地域の気象条件や圃場の排水条件、飼養内容、作業内容や機械化体系など経営に適した優良草種・品種の導入を図るとともに、畜産農家と耕種農家の連携を強化し、需要に見合った計画的生産を図る。

また、飼料生産の外部化を推進するため、飼料生産受託組織等を育成し、飼料生産・利用の効率化、飼養規模の拡大等に伴う労働負担の軽減を図る。

供給面については、地域の畜産農家等との連携を考慮した利用計画を策定して、地元での生産・供給を進める。

エ 景観形成・地力作物

近年、農業従事者の高齢化・後継者不足・非農業的土地需要の増加に伴う農地の減少や遊休化が進んでいる中、不作付水田等が今まで以上に増加し、地域住民の生活環境や作付水田等に悪影響を及ぼす可能性も否めない状況にある。今後は、不作付水田等解消のために、農業者による維持管理を基本に比較的容易に作付けでき、土作りとしても有効な景観形成・地力作物の作付拡大を推進し、環境保全と景観の向上を図る。

オ 推進野菜・たばこ

本地域の野菜は、恵まれた自然条件のもとで、施設化や水田転作の定着化などにより生産の周年化・多様化が進み、大都市への供給基地となっているが、近年国外も含めた産地間競争が激化するなかで、野菜栽培の機械化や広域的な生産出荷体制の整備などによる低コスト生産とともに、高品質で安定的な生産出荷が課題となっている。

そのため、周年生産を可能とする高度な施設園芸、優良品種の導入や栽培技術の改善などによる高品質安定生産、機械化一貫体系による低コスト・省力生産を図るとともに、農協等による定植機や収穫機を活用した作業支援体制の拡充により作付面積の拡大を推進する。

販売については、個性的で付加価値の高い農産物を安定的に生産する体制を整備することで産地のブランド化を図り、また産地の有利性を活かせるよう地産地消を推進し、販路拡充に努める。

たばこについては、転作作物として、また水田農業経営の基幹作物として定着しているが、消費の伸び悩みや輸入品の増加などにより、総体的に緩和基調にあるため、生産基盤の強化と産地体制の整備、生産の安定化と需要の動向に即した高品質化を図る。

カ そば

そばは、播種から収穫までの期間が70～80日と極めて短く、また気候に対する適応性の幅も広く、土壌の乾燥や吸肥性も強い作物として、手軽に育てることが可能であり、栽培は徐々に増加している傾向にある。

管内における生産調整分としての作付けも少なくはないが収益性が低く、ほぼ自給的生産が主となっているのが現状であるため、品質の向上や地産地消を含めた販路の拡大を図りつつ推進する。

キ 盆栽(松)

盆栽は、本市の特産品として100余年の歴史があり、栽培技術・規模ともに全国屈指の産地として知られ、地域性を生かした水田の活用が行われている。

しかしながら、昨今の全国的な景気低迷による需要減等により、盆栽農家の減少や後継者不足が深刻な問題となりつつあり、その対策が急務となっていることから、今後は盆栽の産地として維持するため、その生産構造が認定農業者を核とした担い手を中心としたものとなるよう支援措置等を構ずることにより、計画的な生産拡大を図る。

ク 花卉(ヒマワリ、菊類)

近年、景気の低迷による需要減、輸入花卉の増大等により花き産地を取り巻く環境は厳しさを増している。このため、施設栽培の高度化、優良品種の導入、栽培技術の改善などによる高品質生産などを推進する。また、新たに重点振興作物としてヒマワリを導入して、生産拡大を図り、収益性のアップを目指す。

(2) 担い手の育成及び担い手への土地利用集積の目標

(単位：h a , %)

作物名	現 状		3年後の目標		備 考
	集積面積	集積率	集積面積	集積率	
麦	300	49	400	70	
大豆	17	53	26	74	
飼料作物	12	50	20	67	

(3) 水田の高度利用等

水稻を作付けしない水田を活用して、水田農業の経営安定を図るためには、水田の高度利用等による収益性の向上、経営の改善を図ることで、合理的な作付体系についての検討が必要である。

このため、本市の気象条件に適し、土地利用型作物として産地化が図れている麦については、産地を中心に担い手への集積を推進するとともに、後作として大豆を作付することで、麦・大豆の輪作体系による水田の高度利用を図る。

また、飼料作物については、自給飼料の通年利用に対応した適切な草種の選択と作期の設定により、作付け水田において1年2作付けができる高度利用を拡大する。

4 地域水田農業ビジョン実現のための手段

(1) 水田農業構造改革交付金関係

① 水田農業構造改革交付金(産地確立対策)の活用方法

地域における推進作物の作付計画の実態に応じて交付金を交付する。

② 水田農業構造改革交付金(産地確立対策)の交付対象

集荷円滑化対策の拠出者であり、米の生産調整の実施者であるとともに、麦・大豆については、農業共済に加入している必要がある。なお、全作業受託による実際の耕作者も作業受委託契約により、水田農業構造改革交付金の直接の交付対象者となることができるものとする。

③ 水田農業構造改革交付金(産地確立対策)の交付対象作物及び交付単価

基本部分単価は以下のとおりとする。

区 分	交付単価
麦(小麦, はだか麦)	8,000円 以内/10a
大豆(白大豆, 黒大豆)	8,000円 以内/10a
飼料作物(ソルガム等)	8,000円 以内/10a
推進野菜(ナバナほか9品目)・たばこ	8,000円 以内/10a
そば	8,000円 以内/10a
松盆栽	8,000円 以内/10a
花卉(ヒマワリ, 菊類)	8,000円 以内/10a
景観形成作物(レンゲ, コスモス, ヒマワリ, カラシナ, ソバ)	5,000円 以内/10a
地力増進作物(ソルガム, トウモロコシ, レンゲ, クロタラリア, ヘアリーベッチ)	5,000円 以内/10a

担い手加算単価は以下のとおりとする。

区 分	交付単価
麦(小麦, はだか麦)	30,000円 /10a
大豆(白大豆, 黒大豆)	30,000円 /10a
飼料作物	30,000円 /10a

麦・白大豆の拡大部分単価は以下のとおりとする。

区 分	交付単価
麦(小麦, はだか麦)	9,000円 /10a
白大豆	7,000円 /10a

高度加算単価は以下のとおりとする。

区 分		交付単価
前作	後作	
麦(小麦, はだか麦)	大豆(白大豆, 黒大豆)	9,000円 /10a
飼料作物(春収穫)	飼料作物(秋収穫)	9,000円 /10a

目標達成部分単価は以下のとおりとする。

区 分	交付単価
生産調整実施者に対する助成	5,000円 以内/1戸

(2) 農業者等への配分方針

農業者別米の生産量に関する情報の配分方針は、本対策の取組内容と併せて第三者機関的組織（高松市地域水田農業推進協議会）において検討し、市に助言を行い、市とJAで調整して決定する。

(3) 稲作構造改革促進事業

基本部分(水田経営所得安定対策加入者以外に対する稲作収入減少緩和対策)

10a 当たりの補填金 = (基準収入額 - 当年産収入額) × 0.5

ただし、補填金は 4,000 円/10a とする。

(4) その他活用する事業

水田等有効活用促進交付金を活用する。

耕畜連携水田活用対策事業を活用する。

国補事業、県単事業および中山間地域直接支払制度の活用により、高松市地域水田農業ビジョンの実施を円滑に進める。

5 担い手の明確化

集落等の地区段階における合意形成に向けた話し合い等を通じ、担い手の採択基準及び将来の担い手の確保方策について検討する。また、担い手のリスト（別表2）についても、採択基準に基づき整備していく。必要があれば、修正等の変更を行っていく。

担い手の採択基準

担い手については、下記のいずれかの要件に該当するものとする。

区分	要件
個人 (認定農業者等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 麦, 大豆については作付面積(作業受託面積含む)が概ね 2ha 以上の者。 (ただし, 飼料作物は作付面積が概ね1ha 以上の者) ・ 認定農業者にあつては, 目標年における麦, 大豆の作付面積が概ね 2ha に達する者(ただし, 飼料作物は目標年における作付面積が概ね1ha に達する者)。 ・ 地域水田農業ビジョンで定める推進作物の生産農家であり, 集落内で担い手と認められる者。 ・ 畜産農家等で担い手と認められる者(飼料作物の作付と関連がある)。
営農集団 生産組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 麦, 大豆については作付面積(作業受託面積含む)が概ね3ha以上の者。 (ただし, 飼料作物は作付面積が概ね1ha 以上の者) ・ 3名以上の構成員からなる, 定められた規約の中で運営される集団。 ・ 面的にまとまりのある地域農業を担う集団 ・ 地域内における主たる土地利用型作物, または推進する特定作物等の作付けの主要作業を集団自らにより全体の8割以上の面積で実施している。 ・ 地域水田農業ビジョンで定める推進作物の生産農家であり, 集落内で担い手と認められる生産集団。